

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	公共下水道, 特定環境公共下水道（那珂川町公共下水道事業）		
事業開始年月日	昭和49年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	那珂川町	職員数※ (H19. 4. 1現在)	8
構成団体名			

- 注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	81 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	4,536 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	2 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数※	0.67 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率※ (%)	1.4 (H19)
		経常収支比率※ (%)	90.0 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	那珂川町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	那珂川町長 後藤 良助
既存計画との関係	那珂川町行政改革プラン2005 (H17～H21)
公表の方法等	広報及び議会の経済委員会
基本方針	下水道料金の適正単価の設定、今後の維持管理費用の経費節減及び水洗化向上に務め、今後想定される財政危機を克服できる経営体制を確立する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			193	193
	補償金免除額			33	33
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			72	72

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	387,652	545,621	192,846	1,126,119
合 計 (A)		387,652	545,621	192,846	1,126,119
※ 上記のうち 一般会計負担分 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		387,652	545,621	192,846	1,126,119

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	0	31,996	0	31,996
合 計 (A)		0	31,996	0	31,996
※ 上記のうち 一般会計負担分 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	31,996	0	31,996

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	34,807	115,122	72,455	222,384
合 計 (A)		34,807	115,122	72,455	222,384
※ 上記のうち 一般会計負担分 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		34,807	115,122	72,455	222,384

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>昭和57年度の使用料金改定の際に資本費の一部を使用料金に反映させ独立採算を前提とした経営方針が確立され、一般会計からの経営補助金を減少させ、現在においては下水道独自で計画的に事業実施がされるようになりつつある。</p> <p>今後整備される都市計画区域外の特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽事業等が主たる事業となっていくが、経営的にはほぼ自立している状況である。</p>
経営課題	<p>課題 ① 下水道使用料金の適正単価の設定 今後の公共下水道区域における有収水量の伸びに伴う下水道使用料金と特定環境保全公共下水道区域における有収水量の伸びに伴う下水道使用料金について適正価格設定を行う。</p>
	<p>課題 ② 今後の維持管理費用の経費節減 人件費、管渠設備等の計画的修繕費による施設の長寿命化を図り、使用料徴収費用等の経費節減を行う。</p>
	<p>課題 ③ 水洗化向上について 整備済区域における未水洗化建物の水洗化へ向けての勧告強化及び、今後供用開始していく地域に対する早期水洗化の指導強化により、町全体の水洗化向上を図る。</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	<p>公共下水道整備区域内の下水道利用が可能な町民は、全町民の90%であり、今後の特定環境保全公共下水道事業で整備される区域の下水道利用可能な町民は、全町民の10%以下であるので事業の進め方については、慎重に事業実施をしなければならない。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

区分	年度	年度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資本的収入	1. 企業出資金	175	227	262	311	393	285	270	250	250	250
	2. 他会計補助金	49	56	55	28	24					
	3. 他会計負担金										
	4. 他会計借入金										
	5. 他(都道府県)補助金	48	100	185	314	82	163	163	150	150	150
資本的収入	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金										
資本的収入	9. その他										
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額	272	383	502	653	499	448	433	400	400	400
資本的支出	1. 建設改良費	272	383	502	653	499	448	433	400	400	400
	うち職員給与	244	361	486	493	548	468	453	420	420	420
	2. 企業債償還金	18	22	22	23	30	19	19	19	19	19
	3. 他会計長期借入返還金	204	222	235	356	248	442	205	204	214	216
	4. 他会計への支出金										
資本的支出	5. その他										
	(D)の計	448	583	721	849	796	910	658	624	634	636
	(E)の計	176	200	219	196	297	462	225	224	234	236
	1. 損益勘定留保資金	166	184	198	175	273	288	204	203	213	215
	2. 利益剰余金処分額						153				
資本的支出	3. 繰越工事資金										
	4. その他	10	16	21	21	24	21	21	21	21	21
	(F)の計	176	200	219	196	297	462	225	224	234	236
	(E)-(F)の計										
	9										
積立金	現在高										
	業債現在高	4,405	4,409	4,437	4,391	4,536	4,572	4,405	4,448	4,486	4,527
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		4,405	4,409	4,437	4,391	4,536	4,572	4,405	4,448	4,486	4,527
	うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

区分	年度	年度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的収入	うち基準内繰入金	127	94	112	69	78	51	46	44	42	39
	うち基準外繰入金	74	73	88	69	78	51	46	44	42	39
	うち料金収入に計上すべき繰入等	53	21	24							
	うち赤字補てんのなもの	53	21	24							
	資本的収入	49	55	55	28	24					
資本的収入	うち基準内繰入金	31	33	33	28	24					
	うち基準外繰入金	18	22	22							
	うち赤字補てんのなもの	18	22	22							
	9										
	9										

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	97.7	104.8	100.6	110.7	113.4	110.4	110.2	110.1	110.0	109.9
総収支比率(法適用)	108.6	110.1	110.9	111.8	116.8	117.3	117.5	112.6	112.8	112.9
經常収支比率(法適用)	108.6	110.1	110.9	111.8	116.8	117.3	117.5	112.6	112.8	112.9
営業収支比率(法適用)	138.8	147.5	145.5	149.9	149.4	146.3	144.6	143.3	142.6	141.4
累積欠損金比率(法適用)	28.0	18.0	7.0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収入分	16.2	12.5	13.9	8.7	9.4	7.7	7.2	5.4	5.1	4.7
うち基準内繰入金	9.4	9.7	10.9	8.7	9.4	7.7	7.2	5.4	5.1	4.7
うち基準外繰入金	6.8	2.8	3.0	0	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	6.8	2.8	3.0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入分	18.0	14.6	11.0	4.3	4.8	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	11.4	8.8	6.6	4.3	4.8	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	6.6	5.8	4.4	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	6.6	5.8	4.4	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
 - (3) 經常収支比率 (%) = 經常収益／經常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡) = (經常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (經常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費) ＋ 企業償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金) ＋ 地方償還金) ＋ 地方償還金)／年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	汚水処理経費(維持管理費、公債費)の100%を料金対象として将来見通しを立てている。
2 他会計繰入金の見込み	基準内の他会計繰入金のみを見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	独立採算を基本としている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>事務事業や業務執行体制の見直しによって経費削減を図るとともに、職員数を抑制し、十分な経費的効果を得るために、町職員数全体の8%削減を目指す。</p>
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>平成17年3月に那珂川町行政改革プラン2005を策定し、総職員については、H17.4現在320人をH22.4現在で299人と7%純減を達成しており、H24.4月現在でH22.4月現在よりも後退することはありません。なお、H19.4現在で299人と7%純減を達成しており、H24.4月現在よりも後退することはありません。下水道の状況としましては、新たに公共設置型の合併処理浄化槽事業等が加わる見込みであり、今後職員数8人は必要である。</p>
○ 給与のあり方	<p>給与の適正化は、町職員の総体で対応しており町職員の枠組みに沿って適正化を図る。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>職員給与については、人事院勧告を尊重した給与額の設定を基本とした考えのもとに給与額の検討を行い、併せて地域手当のあり方においても平成22年4月から3%に下げる予定(H19.12月議会に提出予定)で適正を図る方向です。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能労務職員は、下水道事業においては対象者なし。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特昇等退職手当のあり方としては、退職時特昇制度は廃止され今後後は町職員の総体で対応しており町職員の枠組みに沿って適正化を図る。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>福利厚生事業のあり方としては、職員互助会への助成金削減を図り、職員に対する事務服貸与の廃止等で現在は最高に助成していた時の1/2程度で今後事業の見直しを図り町職員の総体で対応し適正化を行う。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>管路の維持管理業務、水質管理業務及び下水道料金徴収業務の民間委託を推進</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>収納率を向上させることや人件費削減を目的に、検針業務や維持管理業務を含めた包括的な業務委託等の検討を行い、また、管路設備等の計画的修繕による長寿命化を図り、維持管理費等の縮減を達成させる。(課題②)</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	公共下水道事業に係る維持管理費用と特定環境保全公共下水道事業に係る維持管理費用の格差及び、公共下水道事業での料金収入及び特定環境保全公共下水道事業での料金収入の格差及び是正について（公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の一元化）町民の理解を図る（課題①）
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	主に、下水道使用料金改定に伴う使用者、有識者を含めた経営健全化を図る検討会議を設置する。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	
○ 行政評価の導入	
5 その他	整備済区域における未水洗化建物の水洗化へ向けての勧告強化及び、今後供用開始していく地域に対する早期水洗化の指導強化により、町全体の水洗化向上を図る。（課題③）

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
 1 主な課題と取組み及び目標

取組み及び目標	
課題	
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数の純減や人件費の総額の削減は、町職員の総体で対応しており町職員の枠組みに沿って適正化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	公共下水道事業にかかると料金適正化については平成17年度において繰越欠損金は解消されており、当該事業分については今後も欠損金の発生する見込みもなく料金値上げの予定もない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成17年度以降は、経営効率化や料金適正化により基準外の繰り出しは解消されている。
4 その他	管渠及びマンホールポンプの適正な維持管理を行い、経費削減を図る。整備済区域における未水洗化建物の水洗化へ向けての勧告強化及び、今後供用開始していく地域に対する早期水洗化の指導強化により、町全体の水洗化向上を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
 (各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外には必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、「計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

